

射水市余裕期間制度（フレックス方式）試行工事における留意事項

事 項	対 応
・ 金抜設計書	「余裕期間制度対象工事」と明示
・ 特記仕様書	「余裕期間制度対象工事」と記載し留意事項を明記
・ 入札公告	「余裕期間制度対象工事」と記載し留意事項を明記
・ 指名通知	「余裕期間制度対象工事」と記載し留意事項を明記
・ 契約締結前	工事始終期通知書を提出
・ 契約書	全体工期と実工期を明記した契約書
・ 余裕期間 (契約締結日から始期の 前日まで)	現場代理人及び主任（監理）技術者の配置は不要 現場に搬入しない資機材等の手配や準備は可能 資材の搬入や仮設物の設置、測量や工事着手は不可能
・ 工事工程表	始期に提出
・ 請負代金内訳書	始期に提出
・ 現場代理人等届	始期に提出
・ 前払金の請求	始期後より請求可能
・ 施工計画書	始期後 1 4 日以内に提出
・ コリンズ登録	始期後 1 0 日以内に登録
・ 退職金制度届出	始期後速やかに提出
・ 契約保証	契約締結日から終期まで